

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第八章 賃金政策

第三節 最低賃金制設立および公契約における労働条項に関する法律制定への動き

一、最低賃金制問題 「最低生活を保証する最低賃金制確立」の要求は、戦後たえず主張されていたのであるが、政府は、経済不安定の故にいまだその機が熟さないとしてひきのばしてきた。しかし労働者階級の犠牲のうえに強行された「安定化」政策によりインフレ収奪にかはって今や直接的な賃金切り下げが強行されて行った。形だけでも最低賃金制なるものの設立を日程にのぼせざるをえなかったのはこのような事態の推移によるものといえよう。だが、この場合においても、最低賃金制の問題をとりあげざるをえなくしたのは、直接的には日本の低賃金政策に対する国際的な批判であった。すなわち、フロア・プライスの廃止にともなって、日本が再びかつてのチープ・レイバーによるソーシャル・ダンピングによって国外市場を奪取しようとしているのではないかという危惧が、とくに東南アジアに貿易の活路を求めているイギリス、フランスなどの諸国に深まり、日本が国際貿易に「自由に」参加してゆくことに対する制約とみられるにいたったのである。〔例えば、イギリス労働組合会議(T・U・C)年次大会において、日本労働者の低賃金による日本の不公正な競争、とくに繊維工業部面におけるそれを非難する決議が満場一致で採択され、またイギリス国会でも同様の非難が出されている。〕

昨四九年一〇月末GHQエーミス労働課長は最低賃金制の設定について示唆するところあり、さらに五〇年七月一〇日に同氏「最低賃金制は日本の経済状態がノーマルになりつつあると思われる現在、この制度を将来とるという原則だけでも制度化してよい段階だと思ふ」(七月一日附「読売新聞」)との再度の勧告がなされた。他方において、社会保障制度審議会もすべり出し始めた。そこで、労働省では労働基準法第二九条第一項の規定にもとずき、八月頃から最低賃金制に関し審議を行う中央賃金審議会の設置を準備し、労働者、使用者、公益各代表それぞれ五委員を決定し、その初会合は十一月一五日に、また第二回会合が一二月五日に行われ、ここに最低賃金制の問題もやっとその軌道にのせられることとなった。〔労働基準法第二九条の規定によれば、中央賃金委員会と地方賃金委員会がもうけられるのが本来であるが、今回は前者のみが設置された。〕

中央賃金審議会委員は左記の如くである。

労働者代表委員

太田薫	全国化学産業労働組合同盟副会長
	全国硫安工業労働組合連盟会長
高野実	全国金属産業労働組合同盟主事
	日本労働組合総同盟本部総主事
滝田実	全国繊維産業労働組合同盟会長

原口幸隆 全日本金属鉱山労働組合連合会執行委員長
藤田藤太郎 日本私鉄労働組合総連合会中央執行委員長

使用者代表委員

熊沢貞夫 苫小牧製紙株式会社常務取締役
進藤竹次郎 東洋紡績株式会社副社長
水津利輔 日本鉄鋼連盟労働局長
中島英信 全日本中小工業協議会中央副委員長
早川勝 日本石炭鉱業連盟専務理事

公益代表委員

赤松要 (会長)東京商科大学教授
有沢広己 東京大学教授
中山伊知郎 中央労働委員会委員
野田信夫 成蹊大学政治経済学部長
藤林敬三 慶応義塾大学教授

しかし、今回の最低賃金制なるものは、「労働者の生活の確保という本格的な最低賃金制をきめたならば企業の多くは破綻していかえって多くの失業者を増大させ、産業の発展を阻害することになるから、当面現状に即応した実際の支払賃金を中心とした過渡的な最低賃金制を設定し、産業の発展、経済の復興の進展につれて逐次引き上げてゆく」というのであり、賃金を働けるだけの最低の線でおさえようとする労働者階級の要求とは程遠いものであることが予想されていたが、それも五〇年中は何らの具体化も見ず、課題は翌年度にもちこされたのである。

二、公契約法問題 一九四七年九月一二日附のGHQの日本政府宛指令にもとずいて同年一二月一二日公布され翌一三日から実施された「政府に対する不正手段による支払請求の防止に関する法律」(法律第一七一号)いわゆる「不正支払防止法」は、一方においては政府と請負契約をする業者のいわば前期的な利潤を制限し、他方においては当該労働者の賃金を一般職種別賃金(PW)で釘付けさせるものであつたが、これは当局の指示に基いて五〇年五月二〇日の法律第一九〇号をもって廃止され、同時に、近き将来新たに「国等を相手とする契約における労働条項を定むる法律」が制定されるまで実施されることとなり、ここに一般職種別賃金を含む公契約法の問題は各般の注目をあつめ、とくにこの新たな法律の制定によつて拘束される事業主側から強引な制定阻止運動が展開されるにいたつたのである。

制定さるべき法律案においては、不正支払防止法の場合にはPWは占領軍のLR(労務要求)PD(調達要求)に応じて日本政府の雇用する労務及び政府直傭の公共事業における労務だけに適用されていたのに対して、さらにその適用範囲が拡大され(要綱一一)、また不正支払防止法の場合は賃金の最高額がおさえられていたのに対して新法では最低額がおさえられる(同上、三)点にその特色があつた。かかる「一般職種別賃金法案」に対しては、それを「偽装最低賃金制」(事実上においては「賃釘付」)であるとする見方がなされ(例えば産別会議調査資料室発行一二月二五日附「調査旬報」)、他方日経連では、それは事実の最低賃金制の実施を意味し「国情に合はない」として反対声明を発表した(第三編「使用者の労働対策」第三節参照)。

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
